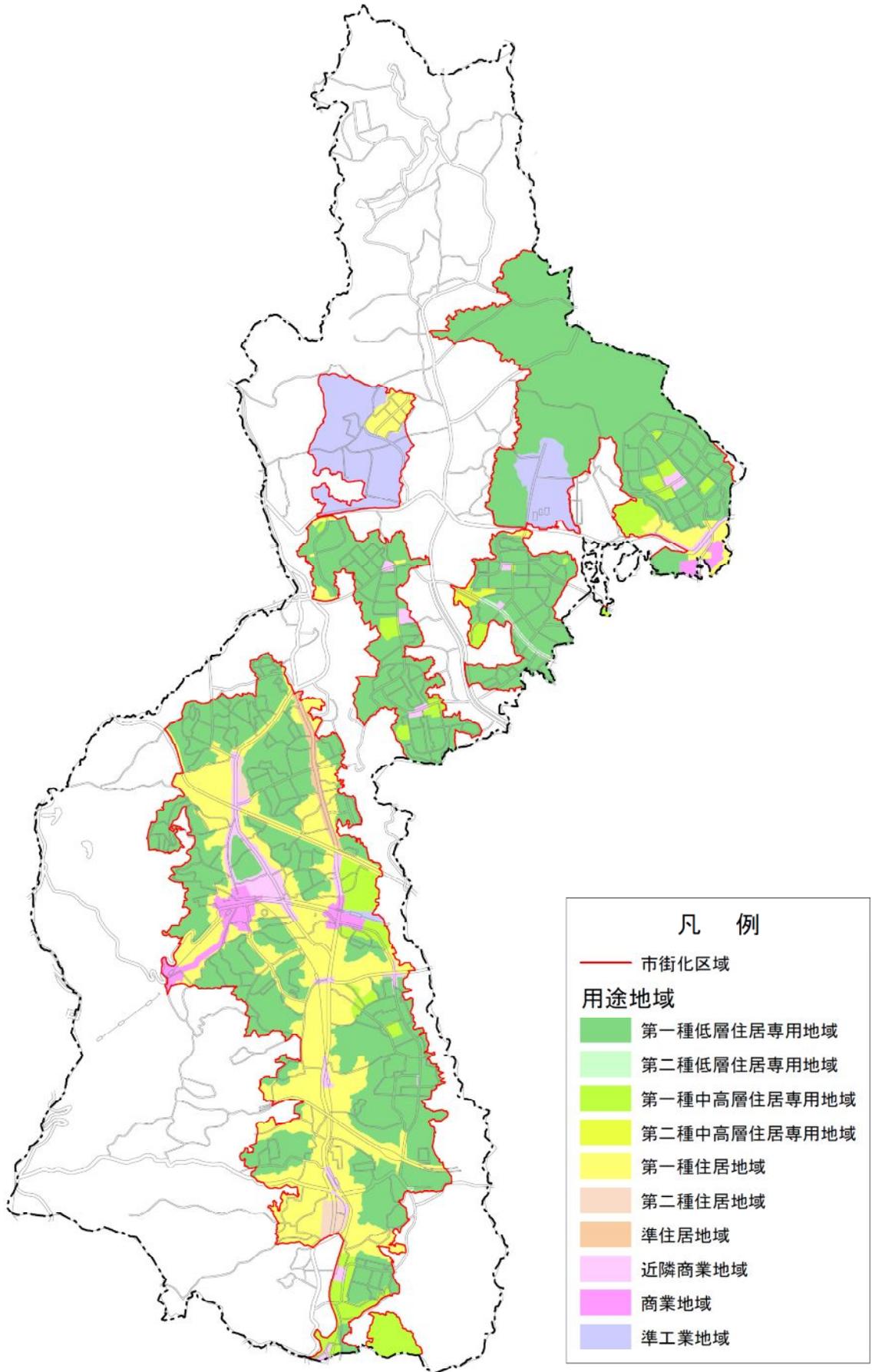


資料編：1 都市計画の概要

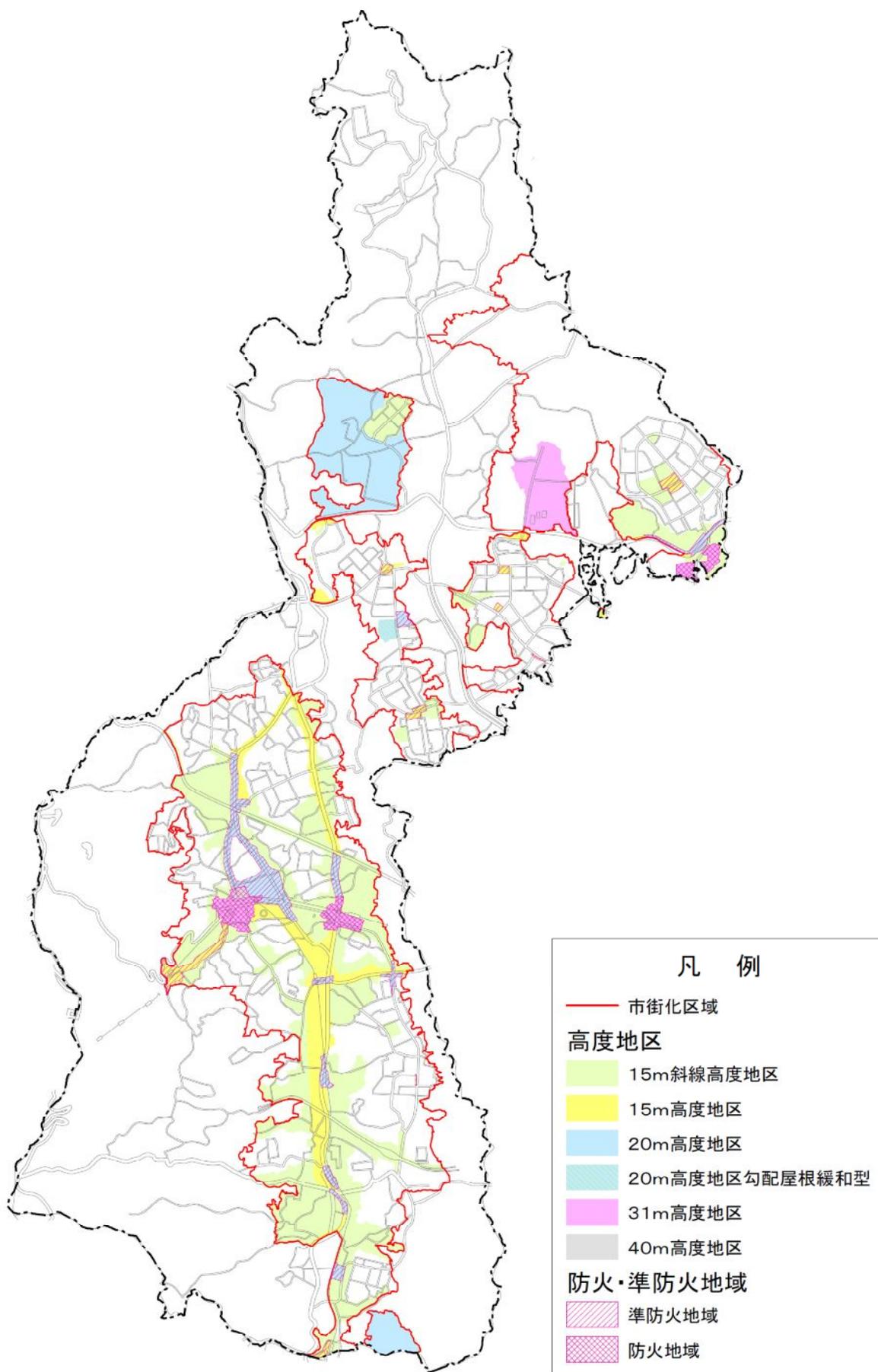
都市計画の概要（用途地域等の指定状況）

用途地域指定状況図



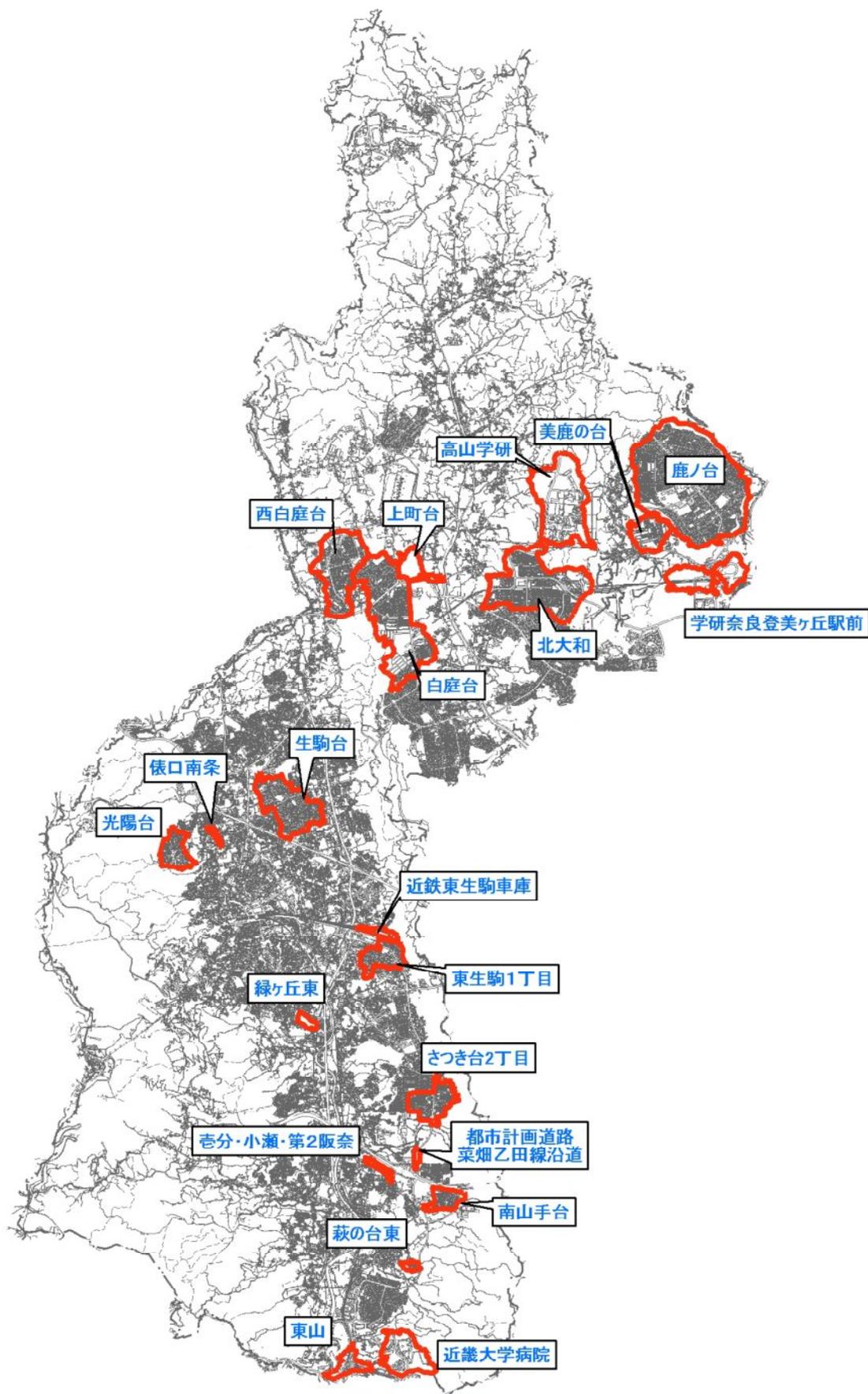
(平成 23 年 3 月 31 日現在)

高度地区等指定状況図



(平成 23 年 3 月 31 日現在)

地区計画指定状況図



(平成 23 年 3 月 31 日現在)

資料編：2 分野別まちづくり方針

分野別のまちづくり方針

（「目標実現に向けてのまちづくり方針」を分野別に再整理した方針）

本項の「分野別のまちづくりの方針」は、庁内関係部局が連携しつつ、本計画に基づく円滑なまちづくりの推進を図るため、前項の「目標実現に向けてのまちづくり方針」を、下記の分野別に再整理したものです。

分野の区分（大項目）	中項目	小項目
1 市街地・住宅の整備・誘導の方針	1) 市街地の整備・誘導の方針	①都市拠点の整備・誘導
		②地域拠点の整備・誘導
		③産業拠点の整備・誘導
	2) 住宅地の整備・誘導の方針	①拠点駅周辺の都市型住宅等の整備・誘導
		②既成市街地・進行市街地の住宅地の整備・誘導
2 都市施設の整備・誘導の方針	1) 道路・交通体系の方針	①幹線道路網の整備・誘導
		②公共交通の利用促進
		③駐車・駐輪対策との自転車利用の促進
	2) 公園緑地・河川の整備・誘導の方針	①公園緑地の整備・誘導
		②河川の整備
	3) 上・下水道等の整備・誘導の方針	①上水道の整備
		②下水道の整備
		③資源循環型社会の推進
	3 自然的環境の保全・形成の方針	
		②自然的環境の活用
4 都市景観形成の方針		
5 安全・安心のまちづくり方針	1) 都市防災の方針	
	2) その他公共施設等の整備・誘導の方針	①バリアフリー化と交通安全対策の推進
		②福祉のまちづくりの推進

1 市街地・住宅の整備・誘導の方針

1) 市街地の整備・誘導の方針

① 都市拠点の整備・誘導

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆都市基盤の整備・充実による交通結節点の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点へのアクセスを向上させるため、周辺地域の道路網や駅前広場、駐車・駐輪施設などの公共施設を、環境に配慮しつつ整備し、交通ターミナルとしての機能の充実を図ります。 <p>◆地区計画等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市拠点を維持又は推進するため、地区計画制度等の活用を進めます。 <p>◆生駒駅前北口再開発地区の景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生駒駅前北口再開発地区では、より一層の良好な景観形成をめざし景観形成地区に指定します。 <p>◆土地の有効・高度利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通の利便性を活かした都市型住宅地を誘導するため、地域の特性に応じ、土地の有効・高度利用を図るための規制の緩和について検討します。 <p>◆ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての人が安全で快適に公共施設等を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。 ・快適な歩行空間を確保するため、自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車の撤去を行います。 	<p>◆賑わいと風格のある拠点づくりの推進・誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる人々がいきいきと集い、楽しみ、交流することができる拠点とするため、市街地整備事業など、計画的な土地利用を環境に配慮しつつ推進し、活気と賑わいある拠点形成を進めます。 ・生駒駅前北口第2地区再開発事業の推進を図り、本市の玄関口としての顔にふさわしい賑わいある機能の集積強化を図ります。 ・近鉄東生駒駅周辺においては、医療機関を中心とした各種関連サービス機能等の集積を行うことにより、特色ある拠点形成を図り、生駒駅周辺と連携した賑わいのある広域拠点の形成を図ります。 <p>◆楽しく過ごせる拠点形成の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある都市空間の確保と、良好な景観形成を誘導・促進し、誰もが楽しめるまちとしての魅力を積極的に発信していきます。 ・ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、公共空間との連携により、誰もが安心して楽しく過ごせる拠点形成を誘導します。 <p>◆良好な市街地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、店舗等が密集している既存市街地については、地区計画制度や市街地整備等を誘導し、良好なまちなみの形成を進めます。 ・良好なまちなみ形成をめざし、協調・共同建替え等の新たな制度の創設を図ります。 ・建替えに伴い、狭い道路の拡幅、セットバックや、オープンスペースの確保など、居住環境の向上を促進します。 	<p>◆交流促進の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点地区内の利用促進に向けた交流イベントや場所の提供等の各種情報発信の取組みを支援します。 ・市民が拠点地区内の施設や空間等を利用した楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みを支援します。 <p>◆地区計画等のまちづくりの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。 <p>◆商店街の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点周辺の商店街の販売促進イベントなどの様々な取組みを支援し、市民参加による活性化を図ります。 <p>◆まちなか住み替え支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなか居住を推進するため、空き家・空き地の情報発信や住み替えのための支援等を図ります。

② 地域拠点の整備・誘導

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆学研北生駒駅周辺の魅力ある拠点整備の推進

- ・学研北生駒駅周辺は、大学院大学や企業への研究者や来訪者等に対応した各種利便施設、サービスの提供、交流空間の確保など、民間開発との連携のもと、更なる活性化に向けて質の高い拠点整備を推進していきます。
- ・隣接する低層住宅地や水辺・田園環境との調和に十分留意した整備と、新しい北部の拠点としての拠点形成を推進・誘導するため、地区計画制度の導入を行います。
- ・学研高山第2工区の将来の方向性について検討・調整を図りつつ、学研都市の玄関口としての役割や整備方向を検討していきます。

◆学研奈良登美ヶ丘駅周辺の魅力ある拠点整備の推進

- ・近鉄けいはんな線の始発駅である学研奈良登美ヶ丘駅の周辺は、快適で利便性の高い交通網を充実させ、中高層住宅と日常生活の利便施設を誘導することにより更なる活性化に向けて質の高い拠点整備を、隣接する奈良市と協議しながら進めていきます。

◆白庭台駅周辺の魅力ある拠点整備の推進

- ・大規模住宅開発地内の白庭台駅周辺は、良好な住環境の維持増進を図ります。

◆南生駒駅周辺の魅力ある拠点整備の推進

- ・南地区での唯一の地域拠点である南生駒駅周辺については、地域拠点にふさわしい賑わいと魅力ある市街地の形成を進めます。

◆地域拠点を支える都市基盤の整備・充実

- ・地域拠点へのアクセスを向上させるため、周辺からのアクセス道路網や歩道の整備・充実、バリアフリー化、駐車・駐輪施設など、地域の課題に応じた公共施設等の整備を、環境に配慮しつつ図ります。

市民・行政が共に取組む協働

◆身近な生活支援・交流拠点の形成

- ・主要な鉄道駅周辺で、各種生活利便施設や公共施設等が立地している地区について、日常生活支援機能の維持と充実を図ります。

◆個性と魅力ある拠点の形成

- ・ゆとりある歩行空間や公共空間と、良好な景観形成を図り、特色ある地域資源のネットワーク化により、歩き回れる、地域に愛される拠点の形成を図ります。

◆まちなか居住と住み替え支援

- ・民間等との連携により拠点地区内の空き家・空き地の利用や住み替えへの支援等を行います。

◆良好な市街地の形成

- ・住宅、店舗等が密集している既成市街地については、地区計画制度や市街地整備等を誘導し、環境に配慮した良好なまちなみの形成を進めます。
- ・良好なまちなみ形成を目指し、協調・共同建替え等の新たな制度の創設を図ります。
- ・建替えに伴い、狭い道路の拡幅、セットバックや、オープンスペースの確保など、居住環境の向上を促進します。

市民の取組みへの支援

◆交流促進の取組み

- ・拠点地区内の利用促進に資する交流イベントや場所の提供等の各種情報発信の取組みについて、支援します。
- ・各地域の特性や各種交流活動の拠点地区として、地域住民に愛され利用される拠点をめざし、地域住民が学習・交流イベント等の活動が行えるような場づくりについて支援します。

◆地区計画等のまちづくりの取組み

- ・良好な環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての人が安全で快適に公共施設等を利用できるようユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。 ・ 快適な歩行空間を確保するため、自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車の撤去を行います。 <p>◆土地の有効・高度利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の利便性を活かした都市型住宅地を誘導するため、地域の特性に応じ、土地の有効・高度利用を図るための規制の緩和について検討します。 	<p>◆乗り換え利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通の利用促進と地域拠点における交流等の賑わい強化に向けて、乗り換え利便性の向上等、電車とバスを利用しやすい交通環境づくりを進めます。 	

③ 産業拠点の整備・誘導

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆周辺環境と調和した産業・学術拠点機能の立地誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学研高山第1工区では、学研地区の一層の拠点機能の強化に向けて、周辺の自然環境や住宅地などとの調和に留意し、関係機関との連携のもと、研究開発型産業等の立地誘導を図ります。 ・ 北田原地区では、周辺の自然環境や住宅地と調和のとれた土地利用を図るとともに、適切な関連都市基盤（道路・下水道等）の整備などを環境に配慮しつつ行います。 ・ 企業立地促進に向け、公共交通（バス）の利便性を高めます。 ・ 企業の移転情報を把握し、立地要望が出た際に紹介できる仕組みづくりを推進します。 <p>◆産業拠点を支えるアクセス道路の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業誘致を促進するため、国道163号バイパス線、北田原南北線などの幹線道路の整備を進めます。 	<p>◆周辺環境と調和した産業機能の立地誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発型産業地への企業立地促進に向けて、優れた立地性や支援制度等の各種情報を積極的に発信するとともに、周辺地域と調和した環境整備に努めます。 <p>◆生産環境を保全する土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発型産業地において住宅地開発を進める際には、近接する工場等の活動と市民生活が共存できるよう、区域内に空地を設けるなど、周辺環境に配慮した指導に努めます。 <p>◆「産・学」連携の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規事業の創出や企業立地の促進、既存企業の活性化を図るため、企業・大学院大学・行政との連携を促進します。 	<p>◆地域と企業等との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学研高山第1工区の交流施設の利用促進や、学研都市関係者と市民等の様々な交流の充実や情報発信等の支援を図ります。 ・ 企業見学等、地域に開かれた企業活動の促進をめざし支援を図ります。 ・ 企業の地域貢献活動の拡充をめざし、取組みのPR等の企業活動を支援します。 <p>◆大学院大学や企業との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良先端科学技術大学院大学や企業と地域との連携強化につながる取組みを支援します。 <p>◆地場産業振興の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生駒の伝統的な産業である「茶釜」を始めとした竹製品の普及・振興を図るための活動を支援します。

2) 住宅地の整備・誘導の方針

① 拠点駅周辺の都市型住宅等の整備・誘導

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆都市基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通の利便性を活かし、都市型住宅を誘導するため、拠点駅周辺地区などでは民間開発と連携し、地域特性に応じた都市基盤の整備を進めます。 	<p>◆利便性の高い中高層住宅の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点駅周辺地区等において、地域特性を踏まえつつ、市街地整備事業や地区計画制度等を活用し、商業・文化・交流等の賑わい機能やゆとりある空間、質の高い景観を有した、良好で利便性の高い中高層住宅を誘導します。 <p>◆高齢社会に備えたまちなか居住の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援サービス機能の集積があり、公共交通の利便性が高い駅周辺の市街地において、空き家・空き地等を活かした魅力ある高齢者向け住宅や、医療・介護機能付帯型の住宅、高齢者専用住宅等の立地誘導と、郊外との住み替え支援等を検討し、高齢者等のまちなか居住の促進に努めます。 <p>◆情報発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間等との連携により、市街地内の空き家・空き地の利用や住み替え支援等に係る情報発信を行います。 <p>◆環境に配慮した住まいづくりの誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の省エネルギー化や太陽光発電システムの導入促進など、環境にやさしい住宅施策を一層推進・誘導します。 <p>◆協議・調整のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発事業に際しては、より良いまちづくりに向けて、計画の初期段階から市民が参加できるよう、仕組みづくりを行います。 	<p>◆生駒の良好な住宅地ブランドの発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 生駒の良好な住宅地としての魅力やブランドイメージについて、情報の共有化や発信、人材交流、考える場づくり等の取組みを支援します。 <p>◆良好な地域づくりへの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した良好な住環境の維持・向上に向けて、地域住民が学んだり話し合ったりする自治会等の活動について、情報発信や相談など支援を図ります。 <p>◆地区計画等のまちづくりの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した良好な住環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。 <p>◆地域の緑化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地内の公共の場や、宅地内について、市民による緑化活動を支援します。 <p>◆市民主体のまちづくり活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民主体の、まちづくりの活性化につながる活動の支援を行います。 <p>◆情報発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間等との連携により、市街地内の空き家・空き地の利用や住み替え支援等に係る情報発信を行います。

② 既成市街地・進行市街地の住宅地の整備・誘導

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆良質な低層住宅地としてのブランドイメージの維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な住宅開発などにより既に良好な居住環境が整備された地区や、高度成長期に開発された大規模住宅地では、地区計画制度や景観法等の活用促進を図り、良質な居住環境の維持・向上を図ります。 <p>◆地区計画等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な住宅地を維持・保全するため地区計画制度の活用を進めます。 	<p>◆良質な低層住宅地としてのブランドイメージの維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な住宅開発などにより既に良好な居住環境が整備された地区では、地区計画制度や景観法等を活用して、住宅地としての用途純化、敷地の細分化の防止、地域の魅力を高める緑化推進、良質な景観誘導など、地域の特性に応じた市民主体のルールづくりと、豊かで持続性のある居住環境の育成を図ります。 <p>◆成熟した大規模住宅団地のエリアマネジメントの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 成熟した大規模住宅地や既成市街地において、市民が主体的に地域の活性化や防犯対策、既存ストックの有効活用、維持管理など、快適な地域づくりに継続的に取組むエリアマネジメントの活動について、支援と誘導を図ります。 <p>◆既成市街地の居住環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市基盤が十分に整備されていない既成市街地では、地区計画制度や市街地整備等により、公園などの公共施設の整備を誘導します。 良好なまちなみ形成をめざし、協調・共同建替え等の新たな制度の創設を図ります。 建替えに伴い、狭い道路の拡幅、セットバックや、オープンスペースの確保など、居住環境の向上を促進します。 <p>◆未利用地を活かした、ゆとりある住宅地の整備・誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の宅地化農地や未利用地は、地区計画制度等を活用し、地域の合意形成を進めながら、都市基盤の伴った宅地整備の誘導とともに、自然や田園環境との共生をめざした、ゆとりある良好な居住環境の形成を誘導していきます。 <p>◆環境に配慮した住まいづくりの誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の省エネルギー化や太陽光発電システムの導入促進など、環境にやさしい住宅施策を一層推進・誘導します。 	<p>◆生駒の良好な住宅地ブランドの発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 生駒の良好な住宅地としての魅力やブランドイメージについて、情報の共有化や発信、人材交流、考える場づくり等の取組みを支援します。 <p>◆良好な地域づくりへの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な住環境の維持・向上に向けて、地域住民が行う活動について、情報発信や相談など支援します。 市民がお互いに快適に住むための生活上のルールについて、みんなで確認し話し合い、守っていくための情報発信や学習機会の提供について支援します。 高齢者が、住み慣れた地域・住宅で、安心・安全な生活が送れるよう、耐震改修やユニバーサルデザインに配慮した、住宅の改良等を支援します。 <p>◆地区計画等のまちづくりの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な住環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。 <p>◆地域の緑化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地内の公共の場や、宅地内について、市民による緑化活動を支援します。 <p>◆市民主体のまちづくり活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民主体の、まちづくりの活性化につながるよう活動の支援を行います。

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆災害危険地の土地利用の仕組み

- ・急傾斜地や活断層線上の土地利用については、土砂災害や地震の被害を防ぐための仕組みを検討します。

市民・行政が共に取組む協働

◆安全・安心な住宅地づくりの誘導

- ・新たな住宅地開発等では、減災や防犯に配慮した安全・安心な住宅地開発を指導・誘導します。
- ・新たな住宅地開発等では、日常のコミュニティと災害時の機能も考慮した親しめる緑地や集まれる公園とするよう指導・誘導します。

◆公共交通サービスの検討

- ・公共交通サービスの空白地域においては、高齢者を含め、車の利用が難しい方々が移動しやすい環境づくりをめざします。
- ・費用対効果も十分に配慮しながら、地域住民やバス・タクシー事業者などとともに、コミュニティバスや乗合タクシーなどの具体的な方策について検討を進めます。

◆協議・調整のまちづくり

- ・開発事業に際しては、より良いまちづくりに向けて、計画の初期段階から市民が参加できるよう、仕組みづくりを行います。

◆学研高山第2工区のまちづくり

- ・学研高山第2工区は、関係機関との連携のもと将来の方向性について検討・調整します。

◆情報発信の取り組み

- ・民間等との連携により、市街地内の空き家・空き地の利用や住み替え支援等に係る情報発信を行います。

市民の取組みへの支援

◆情報発信の取り組み

- ・民間等との連携により、市街地内の空き家・空き地の利用や住み替え支援等に係る情報発信を行います。

2 都市施設の整備・誘導の方針

1) 道路・交通体系の方針

① 幹線道路網の整備・誘導

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆幹線道路網の整備</p> <ul style="list-style-type: none">道路ネットワークを効果的なものにするため、隣接市町と調整のうえ、都市計画道路の整備を計画的に進めます。 （高山富雄小泉線・奈良西幹線、国道163号バイパス線など）交通事故多発地域における道路改良や、交通安全施設の整備など、円滑な交通処理の対策を図ります。円滑な道路交通を確保するため渋滞交差点の解消を図ります。 <p>◆公共交通拠点へのアクセス強化</p> <ul style="list-style-type: none">生駒駅周辺の都市計画道路など、都市拠点を支え、公共交通の利用促進を促すアクセス幹線道路について、整備を図ります。学研北生駒駅など、主要拠点駅へのアクセスを向上させるため、地域の課題に応じて、周辺からのアクセス道路網や歩道の整備・充実等を図ります。 <p>◆拠点駅での交通結節点の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none">都市拠点や地域拠点では、地域の特性に合わせ、利用者の立場を考慮した整備を進めます。 <p>◆環境に配慮した道路整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none">幹線道路等の整備にあたっては、透水性舗装や低騒音舗装を行うなど、環境に配慮した整備を推進します。	<p>◆都市計画道路網のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none">長期にわたって事業未実施区間がある都市計画道路について、交通機能や本市まちづくり計画を基に現在決定している都市計画道路の必要性を検証し、存続・変更・廃止などの見直しを進めます。 <p>◆公共交通サービスの検討</p> <ul style="list-style-type: none">公共交通の利用を促進するとともに、地球環境への影響を配慮し、ノーマイカーデーや駅周辺へのマイカー乗り入れ規制の導入について、関係機関とも連携し、導入の効果や影響なども考慮しながら、導入地区の検討を進めます。	<p>◆意識啓発への取組み</p> <ul style="list-style-type: none">道路・交通対策等に関し、地球環境問題への配慮や道路交通の円滑化の観点から、公共交通利用への転換を示すなど、市民の意識啓発のための情報発信を図ります。

② 公共交通の利用促進

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆公共交通拠点へのアクセス強化

- ・生駒駅周辺の都市計画道路など、都市拠点を支え、公共交通の利用促進を促すアクセス幹線道路について、整備を図ります。
- ・学研北生駒駅など、主要拠点駅へのアクセスを向上させるため、地域の課題に応じて、周辺からのアクセス道路網や歩道の整備・充実等を図ります。

◆拠点駅での交通結節点の機能強化

- ・都市拠点や地域拠点では、地域の特性に合わせ、利用者の立場を考慮した整備を進めます。

◆交通需要マネジメントの推進

- ・自家用車を利用する市民が、交通手段やその利用方法を工夫して、交通混雑を緩和するためのモビリティマネジメントシステムの構築に向け、その制度の構築をめざします。

市民・行政が共に取組む協働

◆公共交通サービスの検討

- ・バス・鉄道をはじめとする公共交通サービスの維持・充実について、関係機関との連携のもと、取組みを検討し、利便性の向上をめざします。
- ・公共交通サービスの空白地域においては、高齢者を含め、車の利用が難しい方々が移動しやすい環境づくりをめざします。
- ・費用対効果も十分に配慮しながら、地域住民やバス・タクシー事業者などとともに、コミュニティバスや乗合タクシーなどの具体的な方策について検討を進めます。
- ・地球環境問題への配慮や道路交通の円滑化を図るために、関係機関とも連携しながら、バスの運行状況などの情報提供の方策について、関係機関と協議を行います。
- ・公共交通の利用を促進するとともに、地球環境への影響を配慮し、ノーマイカーデーや駅周辺へのマイカー乗り入れ規制の導入について、関係機関とも連携し、導入の効果や影響なども考慮しながら、導入地区の検討を進めます。

◆地域の生活交通の維持や活性化

- ・地域の生活交通のあり方を検討するため、市民・交通事業者・行政などで構成する生駒市地域公共交通活性化協議会を設置し、具体的な取組みなどを協議します。

市民の取組みへの支援

◆意識啓発への取組み

- ・道路・交通対策等に関し、地球環境問題への配慮や道路交通の円滑化の観点から、公共交通利用への転換を示すなど、市民の意識啓発のための情報発信を図ります。
- ・市民の公共交通サービスに関する施策のあり方や利用促進への意識を啓発するために、公共交通サービスの状況や利用情報など、情報の発信を図ります。

◆公共交通の利用促進の取組み

- ・鉄道・バス等の公共交通や、駅・バス停周辺の施設などについて、利用情報を収集し発信することで、誰もが公共交通を利用しやすい環境づくりにつながる、市民の自主的な取組みを支援します。
- ・公共交通利用への意識付けや利用促進につながる、市民が自主的に進めるイベント開催等への取組みに対し、支援を図ります。

③ 駐車・駐輪対策との自転車利用の促進

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆ 駅周辺の駐車・駐輪対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生駒駅・東生駒駅周辺を違法駐車等防止重点地域に指定し、交通指導員による巡回・啓発活動を推進します。 ・ 生駒駅前北口第2地区再開発事業と併せて、駐車場の拡充を図ります。また、各鉄道駅周辺について、空地等を活用しつつ、関係機関と連携し、地域の実情・課題に応じた駐車・駐輪施設の充実を図ります。 ・ 生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺において、自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等の撤去を行います。 ・ 学研奈良登美ヶ丘駅周辺についても奈良市と調整の上、禁止区域指定について検討します。 	<p>◆ 快適でゆとりある歩行者空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道に建物等のセットバックを加え、宅地内の緑の充実により、快適で楽しめる歩道の整備に努めます。 <p>◆ 駅及び駅周辺のユニバーサルデザインの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の利便性と安全性の向上のため、鉄道事業者や関係機関と連携しながら駅とその周辺をユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。 <p>◆ 自転車の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイカー利用のみに頼らない生活スタイルの普及をめざし、乗車マナーの向上と併せて、自転車通行空間の充実や、電動アシスト自転車の普及支援、レンタサイクルの活用促進、自転車シェアリングの支援など、環境にやさしい自転車利用を促進する取組みを行います。 ・ CO₂削減の手段の一つとして、公共交通の利用を促進するため、駅だけでなくバス停における駐輪施設の整備についても調査します。 	<p>◆ 迷惑駐車等の抑制に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアによる迷惑駐車・駐輪等の取締まりを支援・推進します。

2) 公園緑地・河川の整備・誘導の方針

① 公園緑地の整備・誘導

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆花と緑あふれるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発等における緑化基準を適切に運用するとともに、地区計画制度や景観法等を活用し、緑地の確保や緑化の推進に努めます。 <p>◆公共施設等の緑化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の敷地内や幹線道路の緑化推進を図るなど、緑の環境に配慮した公共事業を推進します。 都市拠点や地域拠点では、民間開発と連携し、地域の「顔」にふさわしい緑化の推進に努めます。 <p>◆既存公園の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の公園については、だれもが安心して利用できるよう、園内のバリアフリー化や設備の更新を行うなど、適正な管理に努めます。 <p>◆身近な公園環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 借地公園制度などを活用し、地域のニーズを踏まえた公園・緑地空間の整備に努めます。 自然・田園、歴史文化等、既存の地域資源を活かすための、景観、レクリエーション機能の充実を図ります。 まとまった規模の既存の公園の、災害時や復旧時の利用のあり方について、個々の公園の特性を考慮しながら検討し、緊急避難や物資収容等に資する空間の確保に努めます。 	<p>◆拠点地区における緑化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市拠点や地域拠点では、関係住民との合意形成を図り、市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、ゆとりある公共空間の確保や、地域の「顔」となる緑地・緑化環境の形成を図ります。 各拠点における緑地・緑化環境の整備については、それぞれの地域特性や周辺の既存資源の特性を十分に踏まえた個性的なものとし、各拠点がその個性を競うような魅力ある整備を誘導していきます。 <p>◆幹線道路における緑化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路では、周辺住民の合意形成を図りながら、“花と緑のシンボル”となるよう、積極的な緑化に取組むとともに、適切な維持管理や周辺美化に取組めます。 <p>◆公園緑地等を活かした市民の自主的な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の方々が身近な公園に愛着を持って利用し、将来にわたり育めるよう公園づくりを支援する「コミュニティパーク事業」の促進を図ります。 「緑の市民委員会」や「花好き・自然好き市民交流サロン」など、地域住民と行政がともに公園・緑地の管理・利用や花と緑を通じたまちづくりについて話し合える場や機会をつくります。 <p>◆緑の基金を活用した緑化推進の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 「生駒市みどりの基金」をPRして寄附金を募り、基金を活用した緑化推進事業を拡充します。 	<p>◆花と緑あふれるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 「生垣助成制度」や「花と緑のわがまちづくり助成制度」などの活用促進を図ります。また、花と緑の景観まちづくりコンテスト等による優良緑化事例の顕彰など、花と緑あふれる暮らし環境が身近に増えていくような取組みを支援します。 地域住民の創意工夫による個性的な緑化の取組みを拡充するため、支援方策の充実について検討します。 <p>◆歩行空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩いて楽しい歩行空間の確保に向け、“花と緑の景観まちづくり”など、地域においてそれぞれ特色ある取組みを進めます。 <p>◆市民による管理運営・維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が責任を持って、地域の特性やニーズに対応した公園等の緑化推進や保全、及び街路樹や緑地帯の管理を行う制度（アダプト制度）の導入を図ります。 <p>◆既存公園等の利活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地等において、地域でスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われるような組織づくり、環境づくり等の取組みを支援していきます。 <p>◆意識啓発の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> まちなかの緑化に資するリーダーや人材育成について、「花とみどりの楽校」や「いこま塾」等の学習機会の拡充や、交流・連携を支援します。

② 河川の整備

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆うるおいある水辺環境の保全・形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富雄川・竜田川では、多様な生物が生息できる多自然型川づくりの整備を行うとともに、生物の生息域として環境保全に努めます。 ・竜田川の河川整備に併せて、河川堤防等を利用した遊歩道や親水公園の整備に努めます。 ・生活排水対策や水量確保、浄化対策など、適切な取組みを検討し、良好な水辺環境の育成を進めます。 ・河川景観の保全と市民の憩いの場としての魅力の向上を図るため、竜田川の桜並木や、富雄川のコスモスに代表されるような取組みを今後も継続して行っていきます。 	<p>◆良好な水辺環境の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮しつつ、四季が感じられる水辺の環境美化活動を推進します。 ・流域の地域住民や団体等で、河川堤防等の除草や清掃などの活動を促進します。 	<p>◆水辺を楽しむ取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自主的に水辺を楽しむ場、モデルルート、楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みについて、支援を行います。 ・市民が自主的に企画・開催する、自然体験等の交流イベントの取組みについて、支援を行います。 <p>◆良好な水辺環境の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の、自然環境に配慮した身近な水辺環境の推進活動を支援します。また、関連団体等の交流と連絡調整を支援していきます。 <p>◆市民等による管理運営・維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が責任を持って水辺に親しむ河川環境の形成や、維持管理等を行う仕組み（アダプト制度等）の導入を図ります。 <p>◆意識啓発の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然的環境を活かすリーダーや人材育成について、「花とみどりの楽校」や「いこま塾」等の学習機会の拡充や、交流・連携を支援します。

3) 上・下水道等の整備・誘導の方針

① 上水道の整備

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆水道ビジョンに基づく安全・快適な水の供給の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定した水道水の供給を図るため、将来の企業立地動向と需要を踏まえつつ、水道水源の確保を図ります。 水質の維持・浄水技術の向上のため、浄水場の統合・改良を進めます。 災害時でも安定した水道水供給が行えるよう、施設の耐震化及び設備の改良を図ります。 <p>◆雨水の有効利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球環境にやさしい施策の一つとして、雨水などの有効利用に向けての調査を実施します。 	<p>◆水の有効利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 水の大切さを理解し、日頃からの節水と給水装置の適正な維持管理について、啓発・指導を図ります。 	<p>◆水の有効利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 水の大切さや、日頃からの節水と給水装置の適正な維持管理について、市民が自主的に行う学習活動等について支援を図ります。

② 下水道の整備

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆下水道の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の整備とともに、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の設置を促進し、快適な生活環境づくりと河川水質の向上を図ります。 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の適正な維持・管理を図ります。 	<p>◆生活排水対策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道への接続、合併処理浄化槽への転換、浄化槽や宅地内配水設備の適正な維持管理について、指導・誘導を図ります。 	<p>◆生活排水対策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道への接続、合併処理浄化槽への転換、浄化槽や宅地内配水設備の適正な維持管理について、市民への啓発と理解の推進を図ります。

③ 資源循環型社会の推進

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆資源循環型社会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源ごみの適正な分別・回収を行うシステムの整備を行うとともに、リサイクル拠点の整備を推進します。 <p>◆処理施設の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 清掃リレーセンター及び清掃センターの処理能力の維持・向上を図りながら、施設の適正な管理・運営に努めます。 	<p>◆資源循環型社会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしいバイオディーゼル燃料(BDF)の利活用に向けて取組みます。 新たなエネルギー(バイオマス、太陽光・熱、雨水など)を利活用する取組みを進めます。 3R(ごみの減量・発生抑制、再使用、リサイクル)の推進に向けて、取組みます。 現在実施している「もったいない食器市」をはじめとして、様々な資源のリユース・リサイクルの取組みを推進します。 	<p>◆資源循環型社会の構築にむけた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・発生抑制・リサイクルの促進に向けて、市民への啓発活動や情報提供を行います。 ごみの不法投棄を防止するため、市民への啓発等の情報発信や学習の機会の充実を支援します。 市民が自主的に行う、環境美化の取組みを支援します。

3 自然的環境の保全・形成の方針

① 自然的環境の保全

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆良好な自然的環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種・希少種の保護を進めます。 ・本市の景観に関する特性を踏まえ、景観形成の基本目標である「自然と都市が調和した景観まちづくり」をめざした景観計画・景観条例を策定し、良好な自然的環境・景観の保全に向けて適切な運用を推進します。 <p>◆良好な田園環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のどかな田園環境を形成している、農地の保全を図るため、遊休農地活用事業等の活用を促進します。 ・市街地内の良好な農地について、生産緑地の新たな指定拡大を検討し、身近な農地の保全を進めます。 ・新たな農地保全の仕組みの充実をめざします。 <p>◆防災に資する自然的環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の抑制を図るため、災害の危険性のある自然地等の保全を図ります。 <p>◆良好な自然的環境の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然・田園環境に対する保全意識の高揚と、市民参加を促進するため、自然環境等の調査を実施します。 <p>◆鳥獣被害の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全と産業振興を図るため、鳥獣被害を抑制する取組みを推進していきます。 	<p>◆山林・里山を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域制緑地による山林の保全に加えて、市街化区域内の樹林の保全・活用など、緑を保全するための仕組みづくりに取組みます。 ・市内の自然環境を把握し、その保全を図るための取組みを推進します。 <p>◆田園環境を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全・活用につながる遊休農地活用事業や市民農園事業を促進します。 ・市街化調整区域内の幹線道路等の沿道における土地利用については、周辺の自然景観と調和するよう指導、誘導、協議を行います。 ・市街化調整区域では、無秩序な土地利用を防ぐとともに、自然環境・農地等の保全を図り、既存集落の環境整備を進め、秩序ある土地利用を誘導します。 <p>◆環境の保全・美化を図る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で行う清掃活動や美化活動、ゴミの不法投棄のパトロール等の取組みを促進します。 	<p>◆山林・里山を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内の樹林の保全・活用など、緑を保全するための「樹林地バンク制度」の促進を図ります。 ・里山の優れた自然環境を維持・保全するため、市民等が行う草刈りや間伐等の取組みについて支援します。 <p>◆田園環境を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化と担い手不足により、遊休農地化しないような市民の取組みを支援します。 ・農地の保全につながる営農意欲高揚のための地産地消等の市民の取組みを支援します。 <p>◆環境の保全・美化を図る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で行う環境の保全・美化を図る新たな取組みを支援します。 <p>◆情報発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全・美化の重要性について、広く市民の意識啓発、学習に資する交流イベントや各種情報発信の取組みについて支援します。 <p>◆意識啓発の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全や美化に資するリーダーや人材育成について、「花とみどりの楽校」や「いこま塾」等の学習機会の拡充や、交流・連携を支援します。

② 自然的環境の活用

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆多彩な自然等に親しむ交流・レクリエーション環境・機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 里山の環境保全の意義や効用を学び、自然と共生する心が育まれるような環境学習や、保全の取組みに係るカリキュラムの充実を図ります。 <p>◆うるおいある水辺環境の保全・形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 富雄川・竜田川では、多様な生物が生息できる多自然型川づくりの整備を行うとともに、生物の生息域として環境保全に努めます。 竜田川の河川整備に併せて、河川堤防等を利用した遊歩道や親水公園の整備に努めます。 生活排水対策や水量確保、浄化対策など、適切な取組みを検討し、良好な水辺環境の育成を進めます。 河川景観の保全と市民の憩いの場としての魅力の向上を図るため、竜田川の桜並木や、富雄川のコスモスに代表されるような取組みを今後も継続して行っていきます。 	<p>◆里山環境に親しむ制度等の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な里山に親しむ環境・機会の充実を図るため、市民の森制度、樹林地バンク制度等を推進し、協働による整備を行います。 <p>◆自然等を楽しむ取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 矢田丘陵遊歩道や生駒山ハイキングコース、くろんど池などの自然に親しむ地域資源について、適切な維持管理に努めます。 生駒市全体を野外博物館に見立てた「生駒フィールドミュージアム」の推進により、市内の自然・田園・歴史文化等の地域資源を散策できるモデルルートの策定を図ります。また、生駒ケーブルなどの公共交通機関の利便性を活かした体験・学習等のイベント企画等の拡充を図ります。 「生駒山系広域利用促進協議会」など、広域的な連携による地域資源の活用に向けた取組みを促進します。 <p>◆良好な水辺環境の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境に配慮しつつ、四季が感じられる水辺の環境美化活動を推進します。 流域の地域住民や団体等で、河川堤防等の除草や清掃などの活動を促進します。 	<p>◆自然等を楽しむ取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が自主的に自然（山林・里山、水辺）・田園等の地域資源を楽しむ場、モデルルート、楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みについて、支援を行います。 市民が自主的に企画・開催する、自然体験等の交流イベントの取組みについて、支援を行います。 <p>◆田園環境に親しむ制度等の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な農地に親しむ環境・機会の充実と、遊休農地等の活用促進を図るため、遊休農地活用事業の推進を図ります。 <p>◆良好な水辺環境の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等の、自然環境に配慮した身近な水辺環境の推進活動を支援します。また、関連団体等の交流と連絡調整を支援していきます。 <p>◆市民等による管理運営・維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が責任を持って水辺に親しむ河川環境の形成や、維持管理等を行う仕組み（アダプト制度等）の導入を図ります。 <p>◆意識啓発の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然的環境を活かすリーダーや人材育成について、「花とみどりの楽校」や「いこま塾」等の学習機会の拡充や、交流・連携を支援します。

4 都市景観形成の方針

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆景観法に基づく景観計画や景観条例の策定と適切な運用

- ・本市の景観に関する特性を踏まえ、景観形成の基本目標である「自然と都市が調和した景観まちづくり」をめざした景観計画・景観条例を策定し、その適切な運用を推進します。

◆景観に配慮した公共事業の実施

- ・良好な景観の形成に重要な要素となる道路、河川、公園など公共施設については、庁内関係部署の連携を強化するとともに、国や県等とも連携し、周辺景観と調和した整備に努めます。

◆景観配慮地区の指定

- ・良好な住宅地や河川敷きなどの景観上特徴ある地区を景観計画で景観配慮地区に指定し、良好な景観の形成方針を定めます。

◆景観形成地区の指定

- ・景観計画において、生駒駅前北口再開発地区や幹線道路の沿道など、景観の形成の具体的な方策を定める地区を景観形成地区として指定します。

◆屋外広告物の規制

- ・良好な景観の形成に向けて重要な要素となる屋外広告物について、その適切な掲出を促進するため、奈良県や関係市町村と連携した取り組みを行います。

市民・行政が共に取り組む協働

◆良好な景観形成に向けての継続的な取り組み

- ・多くの市民、事業者が協働して良好な景観づくりに取り組んでいける方策を、市と市民、事業者で検討し、生駒市の景観マスタープランとなる景観形成基本計画を策定します。
- ・計画策定後も計画の進捗状況を逐次確認し、必要に応じた計画の改定が行えるよう継続的に市と市民、事業者の対話の機会を設けます。

◆地区景観の向上

- ・地区単位の良好な景観形成を推進するため、市と市民、事業者が協働で景観計画における景観配慮地区、景観形成地区として定め、きめ細かなルール作りや、景観形成に取り組めます。
- ・新たな開発の際には、地区計画や景観保全型広告整備地区等の指定により、良好な景観形成に努めます。

◆良好な沿道景観の向上

- ・幹線道路の沿道を景観計画の景観形成地区に指定し、周辺と調和した沿道景観づくりに努めます。

◆屋外広告物の適正化

- ・地域における良好な景観の形成に向けて、道路などの公共スペースに掲出された違反広告物の除却などを市と市民が協働で行い、広告主に対し適正な広告物の掲出を促します。

市民の取り組みへの支援

◆生駒の良好な景観を学ぶ取り組み

- ・生駒らしい景観スポットや良好な景観資源を発掘することにより、景観への関心を高め、市民一人ひとりが自主的、自律的な景観形成に取り組むことができるような学習の場を設けるとともに、広報紙等による情報発信を行います。

◆既存制度等を活かした良好な景観形成

- ・「生垣助成制度」、「花と緑のわがまちづくり助成制度」などの助成や、花と緑の景観まちづくりコンテスト等による優良事例の顕彰などを行い、良好な景観形成の取り組みを支援します。

◆景観を積極的に楽しむ取り組み

- ・市民が自主的に景観を楽しむ場、モデルルート、楽しみ方等を企画・提案・情報発信したり、自然等の景観体験等の交流イベントを企画・開催する取り組みについて、支援を図ります。

◆意識啓発の取り組み

- ・良好な景観の維持・創造に向けて市民同士の情報交換やグループ形成を進めるため、景観形成に関する諸活動におけるリーダーや関係団体の育成について、「花とみどりの楽校」や「いこま塾」等の学習機会の拡充や交流・連携を支援します。

5 安全・安心のまちづくり方針

1) 都市防災の方針

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆防災まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川・水路については、地域の現状と環境に配慮した治水対策を講じるとともに、竜田川、富雄川等の一級河川の改修を行っています。 市有建築物の早急な耐震診断と適切な改修を実施します。 新たな市街地等の形成を図る際には、土砂災害や洪水等の発生危険性を十分に考慮し、規制・誘導を行います。 緊急輸送活動の確保、道路交通の管制体制の整備を、関係機関との連携を図りながら推進します。 <p>◆減災まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害危険個所の継続調査を進めるとともに、その結果を踏まえつつ、避難場所等の総点検と指定の見直しを図っていきます。 大和川流域の総合治水対策として、ため池治水利用施設や雨水貯留浸透施設の整備を行います。 市有建築物や避難施設の早急な耐震診断と適切な改修を実施します。 災害の抑制を図るため、減災に資する自然地等の保全を図るとともに、防災上問題があり宅地利用に適さない土地については、宅地利用の規制・誘導を検討していきます。 防災に関する様々なハザードマップ、危険度マップの作成、配布等による防災情報の発信を行います。 避難所となる公共施設については、太陽光発電システムの導入や、避難所生活を円滑にするためのツールを収納した防災コンテナの増設・配置、スムーズな避難行動のための避難所への誘導看板の設置推進など、発災時の避難所利用に際してのサポートを推進します。 	<p>◆都市基盤の防災対策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 上・下水道、電気、ガス、通信などのライフラインについて、災害時における被害の軽減を図るため、耐震化を推進します。 ため池崩壊を未然に防ぐため、マニュアルシートの作成を指導し、適切な維持管理を支援していきます。 危険物施設の保安の強化、施設の保全、耐震化、保安指導の強化を図ります。 <p>◆市街地の耐震化・不燃化の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 木造老朽建築物の耐震化の促進、建物の更新と併せた公園やオープンスペースの確保、セットバック等による生活道路の拡幅など、市街地の防災性の向上を図っていきます。 <p>◆都市の防災構造の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内の防火、防災対策の推進、防災空間、防災拠点の体系的整備を進めます。 <p>◆避難路沿道の建物の耐震化・不燃化</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域避難地や一時避難地への避難が安全に行われるよう、避難路沿道建物の耐震化や不燃化を促進していくための制度について検討します。 <p>◆開発基準による安全な住宅地の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 減災や防犯に配慮した住宅地開発を指導・誘導します。 <p>◆貯留・浸透施設の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域全体で雨水利用について調査・検証し、雨水流出と抑制の方策を検討し、下流の浸水被害軽減に努めます。 	<p>◆市街地の耐震化の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般建築物の耐震診断・改修の支援を継続し、耐震化を推進していきます。 <p>◆地域の安全・安心を知る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分たちが住んでいる地域について、地域住民が、防災の面で危険な場所がないか、災害時の避難活動等の問題はないか等、安全・安心に係る問題・課題を調べたり知るといった取組みの支援を図ります。

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆治水・水防対策

- ・小規模な河川・水路の改修・整備を計画的・効率的に行い、通水機能を確保し、治水・水防対策に努めます。

◆保水能力の向上

- ・道路等の透水性舗装等により、雨水の保水能力を高めます。

◆防災に資する自然的環境の保全

- ・災害の抑制を図るため、災害の危険性のある自然地等の保全を図ります。

◆既存公園の適正な管理

- ・既存の公園については、だれもが安心して利用できるよう、園内のバリアフリー化や設備の更新を行うなど、適正な管理に努めます。
- ・まとまった規模の既存の公園の災害時や復旧時の利用のあり方について、個々の公園の特性を考慮しながら検討し、緊急避難や物資収容等に資する空間の確保に努めます。

◆防災ボランティア団体、量販店等との連携促進

- ・災害時における人材・物資等の確保や、災害復旧活動を進めるため、防災ボランティア団体や量販店等との協定を行い、連携した防災対策を進めていきます。

◆情報提供や伝達体制の整備

- ・様々な危機事象に対応する計画マニュアルを作成するとともに、関係者が想定被害と対策をシミュレーションし、理解の深度化と周知徹底を図ります。
- ・要援護者安否確認支援体制を確立します。
- ・行政と地域の諸団体、医療などの機関と連携した健康ネットワークづくりを推進します。

市民・行政が共に取組む協働

◆被害の実態調査

- ・降雨時における溢水・浸水被害の実態調査を行い、河川・水路の改修整備計画の基礎資料とします。

◆災害時応急体制の強化

- ・地震等災害発生時に、的確な判断に基づき行動ができるよう、災害時の情報処理方法や対応をマニュアル化し、情報システムとして整備します。
- ・災害時要援護者や観光客も含め、的確な避難が図れるよう、要援護者情報の把握に努めるとともに、関係機関等との連携のもと、避難・誘導体制の強化を図ります。
- ・発災時の活動に必要な様々な技術、スキルの習得、向上のため、市民と協働で市民参加型の防災訓練を実施します。

市民の取組みへの支援

◆自主防災組織の結成支援

- ・自主防災組織の結成の推進を図るとともに、組織化が遅れている地区への情報発信や組織化の支援を図ります。また、結成された組織に対して資機材整備の支援を行います。

◆防災意識の啓発、向上と自主防災体制の整備強化

- ・市民・企業の防災意識の向上を図るため、様々な方法、機会を通じて、ハザードマップ、災害危険箇所、避難場所、地域防災計画、防災対策マニュアルなど、防災に関する情報提供を行います。
- ・自主防災組織や市民等の防災訓練への参加促進を図ります。
- ・安全・安心を守る地域活動のためには、必要な情報の提供と収集が不可欠であり、個人情報保護との関係に十分留意しつつ、情報の提供促進につながる意識啓発等の情報発信や学習機会づくりを支援していきます。

◆あいさつ、見守り活動の啓発

- ・安全・安心なまちづくりと、市民の自主的な防災・防犯活動につながるあいさつ運動や見守り活動が進められるよう、啓発と支援に努めます。

2) その他公共施設等の整備・誘導の方針

① バリアフリー化と交通安全対策の推進

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・交通事故が多発する交差点や危険箇所において、交通安全に寄与する施設整備を推進します。・住宅地内の生活道路は、市民がコミュニティを行う公共空間の場でもあるため、安全面で問題がみられる地区については、通過交通の侵入やスピードの抑制、ドライバーへの注意喚起等の交通安全対策を進めます。 <p>◆ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・全ての人々が安全で快適に公共施設等を利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。・庁舎や学校施設、保育施設など、各種の公共施設において、高齢者や障がい者はもちろん、子どもや妊婦、ベビーカーが安心して移動できるよう、段差の解消やスロープ・手すりの設置など、バリアフリー化を図ります。・生活道路では、全ての人々が安全・安心に歩けるための歩行空間の整備を進めます。・ユニバーサルデザインに配慮した誰でも歩ける安全・安心な歩道の整備に努め歩行者ネットワークの形成を進めます。	<p>◆道路の交通安全対策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・交通事故が多発する住宅地等において、地域住民との協働のもと、車両への交通規制や注意喚起の取組み等を検討していきます。・既成市街地等における、安全面や防災面で問題がみられる狭い主要生活道路については、日常生活における快適で便利な交通を確保するため、地権者の協力を得ながら、車両通行規制による安全な通行の確保、道路幅幅や歩行空間の整備に努めます。 <p>◆民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅や店舗等民間の施設においても、奈良県住みよき福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の指導を進めます。	<p>◆安全・安心な地域づくりへの取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・安全・安心な地域づくりに向けて、地域住民が学んだり話し合ったりする自治会等の活動について、支援を図ります。・各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。

② 福祉のまちづくりの推進

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民の取組みへの支援
<p>◆中核的な医療施設の設置推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療などを担う地域の中核的な病院の設置を図ります。 	<p>◆高齢者福祉等の支援環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等と連携し、「高齢者サロン」の活動推進を図ります。 ・地域福祉活動のための拠点整備を支援し、市民の福祉活動への参加や地域の交流を促進します。 <p>◆子育て支援環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地開発が進む地域で増加する保育需要に対応するため、私立保育所の開設を支援し、待機児童の解消を図ります。 ・子育て支援に関する研修会や育児教室など、誰もが子育てに興味を持ち参加できるような機会を拡大します。 <p>◆各種交流環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近で日常的な交流環境（高齢者福祉、子育て支援、コミュニティ活性化）等の充実に向けては、地域の空き家・空き地の活用など、地域住民ニーズを踏まえつつ、有効な取組みを誘導・促進していきます。 <p>◆安心して暮らせる住宅供給の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス付きの住宅やグループホーム等、高齢者や障がい者も安心して暮らすことのできる住宅供給を福祉施策と連携し促進します。 	<p>◆安全・安心な地域づくりへの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な地域づくりに向けて、地域住民が学んだり話し合ったりする自治会等の活動について、支援を図ります。 ・各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。 <p>◆地域主体の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の周辺にある身近な緑地の管理などの活動や、地域主体で開催する「歩こう会」などの催しを通じた市民の自主的な健康づくり活動が進められるよう支援します。

資料編：3 計画策定の経緯

1 計画策定の体制

本市の今後のまちづくりにおいて重要な位置づけがなされる「生駒市都市計画マスタープラン」及び「生駒市景観計画」について、連携を図りつつ、同時期に策定を図るため、市民代表及び学識経験者を含む「生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会」を設置し、議論を重ね、策定を行いました。

検討に際しては、それぞれの個別計画について、必要に応じて、より詳細な検討・協議を行うため、当該委員で構成された「専門部会」を別途設置し、個別に議論を重ねてきました。

生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会 委員

選出区分	氏名	役職	専門部会
会長	増田 昇	大阪府立大学大学院教授 都市計画審議会会長	
副会長	久 隆 浩	近畿大学教授 総合計画審議会会長代理	景観計画 (部会長)
	田中 みさ子	大阪産業大学准教授 都市計画審議会委員	都市計画マスタープラン (部会長)
学識 経験者	松村 暢彦	大阪大学大学院准教授	都市計画マスタープラン (副部会長)
	今井 良広	元アジア防災センター研究部参事 (国際復興支援プラットフォーム事務局復興専門官)	都市計画マスタープラン
	下村 泰彦	大阪府立大学大学院准教授 緑の市民委員会副委員長	景観計画 (副部会長)
	嘉名 光市	大阪市立大学大学院准教授	景観計画
団体代表	井上 良作	生駒市農業委員会副会長	都市計画マスタープラン
	大原 暁	生駒商工会議所専務理事	景観計画
	城山 英章	生駒市自治連合会代表	都市計画マスタープラン
	樽井 雅美	元環境基本計画策定委員会委員	景観計画
	戸川 和良	近畿日本鉄道(株)専務取締役	都市計画マスタープラン
	福本 良平	奈良県建築士会会長	景観計画
公募市民	荒井 尊弘	公募市民	都市計画マスタープラン
	植田 冽	公募市民	景観計画
	大西 健夫	公募市民	景観計画
	筋原 祐子	公募市民	都市計画マスタープラン



策定委員会の開催状況

2 都市計画マスタープランの策定の経緯

	年 月 日	会議・調整等
平成 20 年	11 月 26 日	第1回庁内検討委員会
平成 21 年	1 月 28 日～2 月 9 日	市民意識調査
	4 月 16 日	第2回庁内検討委員会
	5 月 1 日	第1回都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会
	7 月 6 日	第2回都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会
	8 月 31 日	第3回都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会
	10 月 30 日	第1回都市計画マスタープラン専門部会
	11 月 19 日	第3回庁内検討委員会
平成 22 年	1 月 26 日	第2回都市計画マスタープラン専門部会
	3 月 25 日	第3回都市計画マスタープラン専門部会
	4 月 27 日	第4回都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会
	5 月 21 日	第4回都市計画マスタープラン専門部会
	7 月 29 日	第5回都市計画マスタープラン専門部会
	10 月 15 日	第6回都市計画マスタープラン専門部会
	10 月 29 日	第7回都市計画マスタープラン専門部会
	11 月 12 日	第4回庁内検討委員会
	11 月 29 日	第8回都市計画マスタープラン専門部会
	12 月 17 日	第9回都市計画マスタープラン専門部会
	12 月 24 日	第5回都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会
	平成 23 年	1 月 14 日～2 月 14 日
2 月 17 日		第10回都市計画マスタープラン専門部会
2 月 21 日		第6回都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会

資料編:4 用語解説

用語解説

行	用語	解説
ア	アダプト制度	市民や企業などの団体が、道路や河川などで散乱ごみの清掃や植栽等をボランティアで行い、道路や河川などの公共空間をわが子のように面倒をみていく活動を支援する制度のこと。
	アメニティ	住み心地のよさや環境の快適さを表す言葉。
	生垣助成制度	緑豊かな街並みと住環境づくりのため、新たに設置される生垣や作り替えが必要な生垣に、設置費用の一部を助成するもの。
	生駒山系広域利用促進協議会	生駒山系のレクリエーション施設の利用促進のため、大阪府、奈良県、交野市、枚方市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、生駒市、平群町、三郷町が取組む広域行政組織のこと。
	生駒市みどりの基金	花や緑であふれ、自然とふれあえる魅力的なまちづくりを推進するために創設した基金のことで、緑の保全・創造に関する助成などの財源に充てられている。
	いこま塾	まちづくりについて、市民が継続的に学び話し合う場をつくることにより、幅広い市民の関心の醸成や、まちづくりを担う人材育成を図ろうとするもの。
	生駒断層帯	生駒市に係る活断層の1つ。活断層とは、約 100 万年前より新しい時代に動いた形跡のある断層のことで、今後の活動する可能性があるとみなされる断層のこと。
	雨水貯留浸透施設	治水対策として、学校のグラウンドや駐車場などを利用して、降った雨を一時的に貯留する施設(機能)のこと。
	NPO(エヌ・ピー・オー)	nonprofit organization の略で、非営利団体・組織のこと。市民が主体となって社会的な活動を行っている民間の非営利団体を指す。なお、NPO法人(特定非営利活動法人)は、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき、都道府県または国の認証を受けた団体のこと。
	エリアマネジメント	一定の地域(エリア)における良好な居住環境等の形成・管理を実現していくための地域住民・地権者等による様々な自主的な取組みのこと。
オープンスペース	都市部で建築物が建てられていない広がりのある空間で、緑地や市街地内農地、河川空間等も含まれる。	
カ	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。
	協調・共同建替え	複数の土地所有者が、敷地内に一体的な共同建築物として建替えることを共同建替えといい、一体性に配慮した設計に基づき、個別に建替え事業を行うことを協調建替えという。
	協働	市民と企業、行政等が、それぞれの主体性を尊重しつつ、連携・協力しつつ、共にまちづくりに取り組んでいくこと。
	景観協定	景観法に基づき、土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関して締結する協定のこと。
	景観計画	景観法に基づいて策定する、良好な景観形成のための方針、行為の制限などを定める計画のこと。
	景観計画区域	景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るため策定する景観計画の対象区域のこと。 区域内では、景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため

		の規制・誘導が行われる。(市全域)
	景観形成地区	景観計画区域内において、景観配慮地区のうち、特に重点的に良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある地区で、関係住民等との合意のもと、それぞれの地区に応じた届出対象行為、景観形成基準を設ける地区のこと。
	景観配慮地区	駅周辺、歴史的、文化的遺産、水辺、眺望点などの景観上重要な地区、又は良好な景観形成に対する市民の関心が高い地区など、良好な景観を形成する必要がある地区として指定する地区のこと。
	景観保全型広告整備地区	良好な景観を保全する必要がある地域や、新たに良好な景観を創出することが必要な地域などで、地域の特性にふさわしい広告景観の形成を図ることを目的に知事が指定する地域のこと。地区内で広告物等を掲出しようとするときは、「広告物等の表示方法に関する事項」に適合するように努めなければならない。
	研究開発型産業	主に試験・研究・開発を行う企業や産業のこと。
	減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取組みのことで、防災が被害を出さない取組みであるのに対して、減災とは被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするものである。
	建築協定	建築基準法に基づき、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するための土地の区域において、土地所有者等の全員の合意により、土地や建物のルールを締結すること。
	高齢者サロン	ボランティア等が主体となって運営する、高齢者が地域で気軽に集えるサロンのこと。
	コミュニティ	共同体や地域社会のような、地域のつながりのこと。都市計画では、主として市民相互の協力と連携による地域のまちづくりを進める場合などに使われる。
	コミュニティパーク事業	愛着と誇りをもって楽しく利用できる身近な公園となるよう、地域住民が主体的に計画段階から検討を行い、行政と協働して公園の再整備を行う事業のこと。
	コミュニティバス	地域住民の交通利便性の向上等、必要目的にあわせて一定地域内を運行させる路線バスで、車両仕様(小型バス・低床バスの利用)、運賃、ダイヤ、バス停留所の位置や間隔等を工夫し、利用者の利便を図るバスサービスのこと。
	コンパクトシティ	住宅、商業・業務等の都市機能を一定の地区に集積させることで、市街地の広がりを限定するとともに、その中で公共交通機関の充実や既存ストックの活用を図ることで、車に大きく依存せず、大きな公共投資をしなくても生活できる都市のこと。 本計画では、無秩序な市街地拡大を抑制しつつ、既存の市街地の活用と活性化を図る方向を基本的な考え方としている。 また併せて、公共交通機関や公共施設、自然・田園・歴史文化等の地域資源など、既存ストックを有効活用しつつ、まちの活性化を図っていこうとするものである。
サ	市街化区域	都市計画区域のうち、積極的に市街地として開発・整備を図る区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のこと。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。

資源循環型社会	省資源と環境への影響を可能な限り低減するために、製品などが、廃棄物として処分されることを抑えられ、適正なりサイクルがなされ、またリサイクルできない製品等からの環境に対する悪影響が少ないように処分される社会のことで、エネルギーや水の循環等も含まれる。
自主防災組織	地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体・組織のことで、主に町内会や自治会が母体となる場合が多い。
自転車シェアリング	地域内に複数ある拠点(好きな場所)で、好きなときに、自転車を借りたり返したりできるサービスやシステムのこと。
市民農園	一般に、都市住民などの農業者以外の人々がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことで、近年、環境学習の場としても期待されている。
市民の森制度	市街化区域内の面積300㎡以上の民有の樹林地を対象に、市が一定期間借り上げ、樹林地を整備した上で、憩いの場として広く市民に開放し、利活用できるようにする制度のこと。
借地公園制度	都市公園法改正により、借地契約期間が満了した際に都市公園を廃止することができることを明確化し、借地公園の増加と効率的な都市公園の整備推進を図る制度のこと。
樹林地バンク制度	市街化区域内の民有の樹林地を対象に、樹林地所有者と樹林地保全活動グループが、樹林地バンクに登録し、市が仲介の役割をすることにより、双方が協議の上で協定を締結した後、樹林地保全活動グループによる樹林地の保全活動を図る制度のこと。
生産緑地	市街化区域内農地のうち、将来にわたって緑地機能が適切に保全されるものとして指定された地区のことで、固定資産税が優遇される。
セットバック	建築物の外壁を、建替え等を併せて、敷地境界線から後退させ、前面道路の拡張用地として使用すること。
タ 宅地化農地	市街化区域内農地のうち、生産緑地(保全する農地)以外のもので、宅地並みの課税がなされる。
多自然型川づくり	自然を保全・再生しつつ水辺の環境づくりを進めるという考え方を基調にしており、自然素材を活用した川づくりのこと。
ため池治水利用施設	流域の保水能力を高めるため、大雨時により多くの水を貯められるよう、既存のため池施設を一部改良することで、洪水時に下流域の負担を軽くするもの。
地域制緑地	緑地保全のための法律や条例による土地利用規制等を通じて、緑地の保全・創造を図るもので、緑地保全地区や緑地協定等がある。
地区計画	都市計画法に定められている、地域住民・地権者の合意のもとで、建物の用途・高さ等の形態や、公共施設の配置等について、定めるまちづくりのルールのこと。
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費することで、「地元生産-地元消費」の略語。
低炭素まちづくり	地球温暖化への影響が大きい二酸化炭素の排出量の抑制を、都市レベルで進めていくことが重要であることから、効果的なCO ₂ 排出削減に向けた社会づくりやまちづくりの取組みのこと。集約型都市構造の実現、公共交通機関の利用促進、緑地の保全や都市緑化等の推進、資源・エネルギーの有効利用の促進等が含まれる。

	透水性舗装	雨水等の地中への透水性を高めた舗装のことで、雨水流出抑制、地下水の涵養、街路樹の育成、雨天時の歩行性向上、自動車走行音の低減等にも効果がある。
	都市機能	都市の持つ様々な働きやサービスのことで、商業・業務、住宅、工業等の諸活動によって担われる。
	都市計画区域	都市計画を策定する区域の単位となるものであり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市・地域となるべき区域として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域のこと。
	都市計画提案制度	自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者やまちづくり NPO 法人等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を提案することができる制度のこと。
	都市計画道路	都市計画法に基づき都市計画施設として定められた道路のこと。
	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律で、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めている。
	土地区画整理事業	公共施設の整備・改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画・形質を整えとともに、道路・公園などの都市基盤施設の一体的な整備を行う事業のこと。
ナ	ノーマイカーデー	交通渋滞の緩和や公共交通機関の利用促進を目的に、日時を限定して自動車を利用しないようにするキャンペーンのこと。
	乗合タクシー	過疎地など路線バスの機能が十分に発揮できない場所などで、運行されている 10 人以下の人数を運ぶタクシーのこと。
ハ	バイオディーゼル燃料(BDF)	生物由来油(使用済みてんぷら油など)を精製してつくるディーゼル燃料のことで、Bio Diesel Fuel の略。
	バイオマス	動植物を由来とする資源のことで、木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際にでる間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りかす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。
	花好き・自然好き市民交流サロン	花のまちづくりセンターふろーらむ内に開設されたネットワークの拠点のことで、「花好き・自然好き市民」が地域、世代、得意分野を越えた交流や情報交換などを行う場である。
	花と緑の景観まちづくりコンテスト	地域や学校・事業所のみなさんが、まちなかでたくさんの人の目にふれる場所での、緑化事例を表彰するコンテストのこと。
	花と緑のわがまちづくり助成制度	市内の公園、学校、公民館、集会所、街路樹などの公共の場所で草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対して助成を行う制度のこと。
	バリアフリー	障がいのある方やお年寄りの生活に不便な障壁(バリア)となるものを除去(道や床の段差解消など)する考え方。
	ヒートアイランド	建物の密集や冷暖房の普及、道路の舗装による輻射熱の増大など都市化によるさまざまな要因のために、都市部が郊外部と比べて気温が高くなっている現象のこと。
マ	緑の市民委員会	生駒市緑の基本計画に掲げる「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現に向け、市民と行政が協働し、本市の緑の都市環境を保全及び創造する施策を総合的かつ計画的に推進するため設置する組織のこと。

	モビリティマネジメントシステム	都市において、過度な自動車依存を見直し、公共交通や徒歩や自転車等の多様な交通機関の利用促進を図る取組みのこと。
ヤ	遊休農地活用事業	遊休農地を対象に、農地所有者(農業者)と耕作希望者(非農業者)が登録し、市が仲介や利用方法等の指導等を行うことにより、円滑な貸し借りと有効活用及び農地の保全を図る制度のこと。
	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々に利用しやすい都市環境や生活環境、製品をデザインする考え方。
	容積率	敷地面積に対する建築延べ(床)面積の割合のこと。
	用途地域	計画的な土地利用を進め種々な建築物が混在するのを防ぐため、建築物の用途によって地域を区分し、建築物の用途を制限するもの。主に住居系、商業系、工業系に分かれ 12 種類の用途地域を指定することができる。
ラ	ライフライン	水道、下水道、電気、ガス、電話等人々の日常生活を維持するために不可欠な供給システムのこと。
	緑地協定	健康で文化的な住宅地の生活環境を確保するために、地域住民全員の合意のもとに、樹木の種類や植栽場所などのルールをつくり、区域内における緑地の適切な保全と緑化の推進を図るもの。